

【那覇市放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定める条例より】

※これらは那覇市の定めた運営に関する条例となります

[利用の対象について]

・那覇市内に住所を有し、その保護者が就労や疾病、**その他の理由**により、昼間家に保護者がいない小学生が対象となります。

[保護者の要項]

- ・就労(自営業含む)
- ・就職活動中 **※1にて詳細記載**
- ・就学
- ・保護者の疾病、障がい
- ・看護、介護
- ・出産 **※2にて詳細記載**

※1[求職活動中に関する条例]

・入所後3カ月過ぎても就労せず、優先順位の高い児童(保護者が就労している等)が入所希望している場合は退所となります

※2[出産に関する条例]令和6年度より入所の要件の対象となります

- ①育児休業期間は**入所の対象外**になります
- ②産前は出産予定日より遡って6週間前に該当する月の初日から、産後8週間を経過した月の末日まで入所出来ます。
- ③産後8週間後すぐに職場に復帰する場合は、勤め先の就労証明書を提出していただき、利用を継続する事が出来ます。
- ④出産後8週間を経過し、育児休業中で昼間、家にいる場合は退所となります。

[優先の利用の対象]

- ・ひとり親世帯
- ・低学年など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ・主として生計を維持する物の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待又はDVのおそれがある事に該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・児童が障がいを有する場合
- ・保護者が育児休業を終了した場合
- ・兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む)について、同一の方が放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・その他